

令和 7 年 12 月

お客さま各位

茨城県信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素は、茨城県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、政府が 2026 年度末（令和 8 年度末）までの「約束手形の利用廃止」および「小切手の全面的な電子化」の方針を示していることを受けて、以下の対応を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

仕入代金等の支払手段として、手形・小切手を利用しているお客さま

1. 手形・小切手の発行終了

手形・小切手の発行終了日	令和 8 年 3 月 31 日（火）
--------------	--------------------

※ 最終受付日は、令和 8 年 3 月 27 日（金）となります。

2. 記名判印刷サービスの新規申込受付 および 印刷サービスの終了

記名判印刷サービスの新規申込受付終了日	令和 7 年 12 月 30 日（火）
手形・小切手への印刷終了日	令和 8 年 3 月 31 日（火）

3. 当座預金払戻請求書の新設

当座預金からの払戻の代替手段として、当座預金払戻請求書（1 冊 50 枚綴り）の取扱いを予定しています（取扱開始日：令和 8 年 4 月 1 日）。

詳細につきましては、後日、あらためてお知らせいたします。

売上金等の受取手段として、手形・小切手を利用しているお客さま

1. 令和 9 年 4 月 1 日以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の終了

期日管理が必要となる手形・小切手について、以下のとおり、代金取立の受付を終了いたします。

代金取立受付終了日	令和 7 年 12 月 30 日（火）
対象となる手形・小切手	・ 令和 9 年 4 月 1 日以降を支払期日とする手形 ・ 令和 9 年 4 月 1 日以降を振出日とする小切手 (先日付小切手)

当組合では、手形・小切手に代わる電子的な決済手段として、インターネットバンキングや電子記録債権「でんさい」をご用意しておりますので、ぜひこの機会にご利用をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上